

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、2001年（平成13年）12月に施行されて、17年が経過しました。国は、2002年（平成14年）8月に子どもの読書活動の推進に関する施策の、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降、5年ごとに見直しを行い、現在、第3次計画に基づき施策を推進しています。

本市では国及び県の計画を受け、平成19年8月に「子ども読書諫早プラン」を策定、平成24年に第2次諫早市子どもプランを策定し、子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけてきました。そして、平成19年度から平成28年度までの10年間に、家庭・地域・図書館・学校等で、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を実施してきました。

第3次子ども読書諫早プランは、第2次計画に基づく取組を評価し、項目を整理するとともに、子どもの成長に関わる個人や団体、機関の協力を得ながら、子どもの読書活動を総合的かつ横断的に推進することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次諫早市総合計画の基本政策の一つである「こころ豊かなひとづくり」を実現するための施策に基づく、第2期諫早市教育振興基本計画の「生き抜く力」を育てる教育の推進における子どもの読書環境の整備のための計画です。

3 計画の期間

平成30年度から概ね5年間とします。